

議案第75号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成21年8月25日 提出

北本市長 石津賢治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例）

- 3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。